

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 31 年4月 22 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800380号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900008号

第1 結論

請求者のA社における平成9年8月1日から平成10年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成9年8月及び同年9月の標準報酬月額については、24万円から30万円、同年10月から平成10年9月までの標準報酬月額については、24万円から34万円とする。

平成9年8月から平成10年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成9年8月1日から平成10年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額より低くなっている。給料支払明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社に係る請求期間の標準報酬月額は24万円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、B厚生年金基金から提出された請求者に係る厚生年金基金加入員台帳により、請求期間の標準報酬月額は34万円(全制度被保険者資格記録(回答)データと基金加入記録不突合により24万円に訂正。)と記録されていることが確認できる上、同厚生年金基金の担当者は、A社の給与に係る届出について、健康保険組合用、厚生年金基金用、社会保険事務所用が一体となった複写式の届出用紙を使用し、健康保険組合からの回送により当厚生年金基金に提出され、事務処理後に社会保険事務所(当時)に回送していた旨陳述している。

また、A社が加入するC健康保険組合から提出された請求者に係る「被保険者記録照会(0200)」により、請求期間の標準報酬月額は34万円と記録されていることが確認できる上、同健康保険組合の担当者は、請求期間当時、基本的に厚生年金基金加入の事業所には、健康保険組合用、厚生年金基金用、社会保険事務所用が一体となった複写式の届出用紙を配布してお

り、事業所から当健康保険組合に提出され、事務処理後にB厚生年金基金に回送していた旨陳述しており、同社の担当者も、請求期間当時に健康保険組合用、厚生年金基金用、社会保険事務所用が一体となった複写式の届出用紙を使用し、同健康保険組合に提出していた旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者の請求期間に係る標準報酬月額を 34 万円とする厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所に対して提出していたものと認められる。

一方、厚生年金保険法において、請求期間当時の標準報酬月額の決定は、毎年1回、5月から7月までに支払われた報酬を基礎として、その年の10月から翌年の9月までの各月の標準報酬月額を決定し、この他、その間に固定的賃金の増額又は減額によって、継続した3か月に受けた報酬の総額を3で除して得た報酬月額に基づく標準報酬月額と従前の標準報酬月額と、著しく高低を生じたときに、その報酬月額に基づき標準報酬月額を改定することと定めているところ、請求者から提出された給料支払明細書により、請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額は、平成9年8月1日から同年10月1日までの期間については、標準報酬月額30万円に相当する額であり、同年10月1日から平成10年10月1日までの期間については、標準報酬月額34万円に相当する額であることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、平成9年8月及び同年9月は30万円、同年10月から平成10年9月までは34万円に訂正することが必要である。